



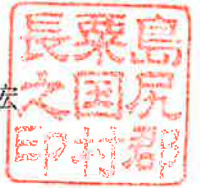
栗国村一般競争入札公告第15号

令和8年度栗国村拌所環境整備工事の一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年8月5日

栗国村長 上原 一宏



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名：令和8年度栗国村拌所環境整備工事
- (2) 工事を施工する場所：栗国村内
- (3) 工期期限 工事請負契約締結日の翌日から
令和9年3月19日
- (4) 工事の概要

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加するものに必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（第1項）の規定に該当しない者。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業及び一般建設業の許可を受けている者であつて、栗国村建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程第5条第1項による令和7・8年度建設業者登録名簿に土木一式工事業の許可を有する者で、土木一式工事業特A等級、A等級、B等級、C等級として登録されている者（会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしている者又は申立てがなされている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者。
- (3) 建設業法に基づく許可を得た者で、沖縄県内に本支店、営業所等の営業拠点を有する者。
- (4) 入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある1級土木施工管理技士及び2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- (5) 本工事の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置をうけていない者。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札場所及び日時

- (1) 場 所 栗国村役場2階 会議室
- (2) 日 時 令和8年9月7日 お昼12時

郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

4 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

- ア 期 間 令和8年8月 5日から
令和8年8月27日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時 間 午前9時から午後5時まで

ウ 場 所 栗国村総務課

エ 提出部数 2部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年8月31日郵便等をもって通知する。

- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合、入札前までに、当該工事の主管課長に書面を持参して行わなければならない。

5 契約条項を示す掲載方法及び掲載期間

本工事に係る仕様書及び設計図書の掲載は次のとおり行う。

(1) 掲載方法 栗国村公式ホームページ

<http://www.vill.aguni.okinawa.jp/>

(2) 掲載期間

令和8年8月5日から
平成8年9月7日まで

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、栗国村財務規則第73条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 過去2ヶ年の間に、栗国村、国（公社、公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合で、資格確認申請書に当該工事の契約書の写しを添付したとき。

イ アに該当する者以外の者で保険会社との間に栗国村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

（3） 落札者の入札保証金は、契約保険金の一部に充当する。

（4） （2）に該当する者以外の者は、入札参加資格確認申請前に、当該工事の主管課長に照会すること。

7 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、栗国村財務規則第88条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

但し、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する注意事項

（1） 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

（2） 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

（3） 代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。

（4） 当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。

（5） 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届けを郵送により提出すること。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札額に対応した工事費内訳の提出を求める。

工事費内訳書の提出ができない場合入札に参加できない。

- (2) 工事費内訳書について、(参考) 工事費内訳書を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示した内訳書を作成し提出しなければならない。

- (3) 工事費内訳書は返却しない。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、沖縄県の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

12 契約締結時期及び契約の効力発生時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年5月15日条例第31号）第2条の規程による議会の議決があった旨を栗国村から契約の相手方に通知したとき効力が生じるものとする。

13 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

- (2) 資格確認資料ヒアリングの実施しない。但し、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。

なお、公表し、また無断で使用することはしない。

- (4) 工期は、事情により変更することがある。

- (5) 落札者は、技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

- (6) 最低制限価格の有無：有

・栗国村は発注する建設工事にかかる最低制限価格制度実施要領に基づく。

14 問い合わせ先 栗国村総務課 TEL 098-988-2016

FAX 098-988-2206